

国民健康保険税の税率が変わります

平成30年4月から愛知県が財政運営の責任主体となり国保制度の安定化を目指し、市町村との共同運営が始まりました。これにより、県は、市町村ごとの医療費や所得水準に応じた納付金額を決定し、市町村は、被保険者の皆さんから保険税を集めて、県に納付金を支払います。

令和2年度の納付金額は、令和元年度より減少したものの、医療費・所得水準の高い本町は一人あたりの金額が高く、約5000万円の財源が不足する見通しです。平成30年度から段階的な見直しをおこなっているものの、それまで低い税率のまま据え置いてきた影響は大きく、依然、不足分を補うまでに至っていません。

令和2年度は、税率等を下表のとおり改定することとなりました。被保険者の皆さんには、負担が増えることとなりますが、基金・一般会計繰入金を活用し、できる限りの激変緩和をおこなうとともに、子どもが多い世帯の負担軽減を考慮した新税率となっています。将来にわたって安定した国民健康保険制度を持続するためにも、ご理解と協力をお願いします。

問合せ先 戸籍保険課

95-11116

納付金額（一人あたり）の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一人あたり納付金額	13万9,466円	13万8,797円	14万2,585円	15万1,002円	14万7,195円
県内順位 (54市町村中)	2位	8位	6位	5位	6位
(参考) 医療費水準	——	7位	3位	5位	8位
(参考) 所得水準	——	8位	6位	5位	6位
県平均額	13万103円	13万1,115円	13万5,513円	14万2,122円	13万7,313円

令和2年度の税率等

	ア 基礎課税額(医療分)		イ 後期高齢者支援金等課税額		ウ 介護納付金課税額	
	令和元年度 (年額)	令和2年度 (年額)	令和元年度 (年額)	令和2年度 (年額)	令和元年度 (年額)	令和2年度 (年額)
所得割率	4.57%	4.97%	1.75%	1.93%	1.6%	1.73%
資産割率	10%	10%	——	——	——	——
均等割額 (1人当たり)	2万7,800円	2万7,600円	9,300円	7,200円	1万1,100円	1万1,100円
平等割額 (1世帯当たり)	2万700円	2万1,600円	7,200円	9,300円	5,700円	5,700円
課税限度額	61万円	63万円	19万円	19万円	16万円	17万円

※令和2年度の納税通知書は6月中旬に郵送します。

※国民健康保険税額は、上記のアからウの合計額です。それぞれ別々に納付することはできません。

※ウの介護納付金課税額は40歳から64歳の被保険者がおられる世帯に対してかかります。

※所得割額は、被保険者ごとの前年中の総所得金額等から地方税法上の基礎控除額(33万円)を控除した後の金額に税率をかけて算出します。